

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	3,059	187,036,106	2,602	14,429,400	997
	修正申告による増差額	54	1,095,266	83	121,995	38
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	39	644,996	47	152,600	18
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,059	187,486,376	実 2,606	14,398,795	実 997
過 年 分	申 告 額	127	3,916,649	106	130,623	42
	修正申告による増差額	839	8,832,249	1,309	1,690,306	457
	更正による増差額	13	52,917	14	28,061	2
	更正等による減差額	172	2,557,542	211	508,705	100
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 139	10,244,273	実 161	1,340,285	実 42
合 計	申 告 額	3,186	190,952,755	2,708	14,560,023	1,039
	修正申告による増差額	893	9,927,515	1,392	1,812,302	495
	更正による増差額	13	52,917	14	28,061	2
	更正等による減差額	211	3,202,538	258	661,306	118
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,198	197,730,649	実 2,767	15,739,080	実 1,039

調査対象等：「本年分」は、平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。